**利子補給制度のご案内**

令和５年度補正予算に係る事業資金について、**この補助事業で導入する設備（ＰＯＳやローリーなど）を金融機関からの借入金で行おうとする場合、この借入金の利息の一部に対する助成制度があります**。（以下概要）

* 利子補給事業の概要

　・利子補給率：補給される利息は借入利率か3パーセントのいずれか低い率です

　・利子補給期間：補給される期間は最初の5年間です

　＊利子補給額（考え方）：

（例：ＰＯＳ購入費1,000万円の全額を2.5％の利率で5年間借り入れた場合）

　　　⇒ 仮に補助対象経費（900万円）× 補助率2/3 ＝ 600万円（補助金受給）

　　　⇒ 利子補給の対象は：900万円 － 600万円 ＝ 300万円（補助金を除いた額）

　　　➡ **利子補給される対象額は「補助対象経費から補助金を引いた残りの額」**

**（上記の例では約20万円程度の利息が補助されます）**

* 借入の条件

・借入形式：証書貸付

・償還方法：元金均等償還

・借入期間（据置期間）：設備資金として20年以内（2年以内）

（元金均等償還のイメージ）

利子補給は、利息の負担が大きい初めの5年間

**利息**

毎月の返済

元金

借入期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手順 | 利子補給の手続き | 書類の流れ |
|  | 利子補給申請書　　**※** 借入前‼ | 申請者→組合→協会 |
| ② | 借入実行、代金の支払い | 申請者 |
| ③ | 利子補給実行報告書、同実績報告書 | 申請者→組合→協会 |
| ④ | 受取利息証明書（申請者→銀行証明、組合提出）＊毎12月発送、翌年1月提出 | 協会→申請者→銀行申請者→組合→協会 |
| ⑤ | 利子補給金を請求 | 申請者→組合→協会 |
| ⑥ | 利子補給金の交付※毎年1-12月の間に支払った利息を翌年3月に交付 | 協会→申請者 |

*山形県石油協同組合*